

徳島県情報公開審査会答申第181号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年8月16日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H〇年 〇〇土地改良区の検査事項（別紙）添付チェックリストに関する関係する書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年8月29日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年8月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成28年12月21日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び当審査会における口頭意見陳述を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

国と県は、研修指導要綱で、全土地改良区に指導しながら、検査項目であるべき書類がないのはおかしい。土地改良区を検査した時のチェックリストがないのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求の対象となる公文書については、平成〇年〇〇土地改良区の検査（以下「本件検査」という。）に際して、審査請求人が公文書公開請求書に添付している「監事が行う会計経理部門のチェックリスト（以下「本件添付文書」という。）」にチェックを入れたものと特定し、本件添付文書を作成し、又は取得していないことから本件処分を行ったものである。

2 本件処分の理由について

本件添付文書については、平成〇年〇月に開催された県南部総合県民局管内の土地改良区の役員及び職員並びに土地改良区を指導している県南部総合県民局の職員を対象に行われた研修会（以下「本件研修会」という。）において、講師を務めた〇〇省〇〇局の職員から配布されたものである。しかし、実施機関は本件研修会の開催通知を受けておらず、出席もしていないため、本件添付文書を取得していない。本件添付文書を保有していないので、これにチェックを入れたものについても、実施機関は保有していない。

なお、土地改良区の検査の要領としては、国の要領に準じて「徳島県土地改良区等検査実施要領」（以下「検査要領」という。）を作成しており、この要領に基づいて更に「土地改良区検査着眼事項」（以下「検査着眼事項」という。）を作成している。しかし、検査要領や検査着眼事項は、担当職員が、検査に当たっての着眼点や注意点を確認するために、参考程度に使用するものであって、本件添付文書のようにチェックリストとして使用することを目的としたものではない。また、本件検査において、土地改良区からも、チェックリストとして使用した文書は取得していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、本件研修会は、土地改良区を指導する部門の職員を対象に開催されたものであるため、実施機関は本件研修会に参加しておらず、文書を保有していないとのことである。

実施機関が所管する事務は、土地改良区の検査であって、土地改良区の指導ではないことから、この説明に特段不合理な点はない。

なお、実施機関は土地改良区の検査の着眼点や注意点をまとめた「検査着眼事項」を作成しているとのことであるが、これは、検査項目について印やマーク等を付けて使用するものではなく、担当職員が検査の参考として使用しているとのことであ

る。また、土地改良区の検査においても、チェックリストとして使用した文書を取得していないとのことである。

したがって、本件検査において、チェックリストとして使用した文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明に特段不合理な点はない。

よって、本件請求に係る公文書について、不存在であることを理由に行った本件処分は、妥当であると認められる。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張については、いずれも、本件処分に対する当審査会の審査に関係するものとは認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年12月21日	諮問
平成30年 3月27日	審議（第152回審査会）
5月31日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第153回審査会）
7月 2日	審査請求人からの口頭意見陳述，審議（第154回審査会）
8月 6日	審議（第155回審査会）
9月 6日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第156回審査会）
11月22日	審議（第158回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	